

共通構造部型式指定規則

1. 案内情報

- ①手続き名 : 指定を受けた特定共通構造部の製作者等の行う届出
- ②手続根拠 : 共通構造部型式指定規則第8条
- ③手続対象者 : 指定を受けた特定共通構造部の製作者等
- ④提出時期 : (1)申請時に提出した書面の記載事項に変更があった場合(構造装置に関する変更を除く)は、変更後遅滞なく
(2)特定共通構造部の製作者等でなくなった時には、製作者等でなくなった日から30日以内
- ⑤提出方法 : 申請書に必要事項を記載のうえ、国土交通省自動車局審査・リコール課へ提出してください。
- ⑥手数料 : なし
- ⑦添付書類 : なし
- ⑧申請書様式 : ・(1)下記の提出先へお問い合わせください。
・(2)共通構造部型式指定規則第8条(第4号様式)
- ⑨記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- ①提出先 : 国土交通省自動車局審査・リコール課
TEL 03-5253-8111 (内線 42-313)
FAX 03-5253-1640
- ②受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- ①審査基準 : 提出先へお問い合わせください。
- ②標準処理期間 : 届出してから受理するまで60日
- ③不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)